

分譲マンション対象

平成 25 年 定期報告制度等 説明会

日頃は、本市の建築行政に御協力いただき、ありがとうございます。

本市では、平成 25 年 4 月 1 日より、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された 1,000 m²を超える共同住宅を、建築基準法第 12 条に基づく定期報告制度の対象建築物に指定しており、該当する建築物は、平成 26 年が初回報告年となりますので、一級建築士等の有資格者にその状況の調査を依頼していただいたうえで、同年 11 月末日までに御報告いただく必要があります。

そこで、これに先立ち、定期報告制度に関する説明会を下記のとおり開催いたしますので、御都合がよろしければ、是非とも御出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、アスベスト除去等助成事業及び分譲マンション耐震診断助成事業等につきましても、併せて御説明させていただきます。

記

【日 時】平成 25 年 10 月 20 日(日) 午前 10 時～12 時 (開場 午前 9 時 30 分)

【会 場】ハートピア京都 (京都府立総合社会福祉会館) 3 階 大会議室

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町 375 番地

※駐車場はございませんので、公共交通機関を御利用ください。

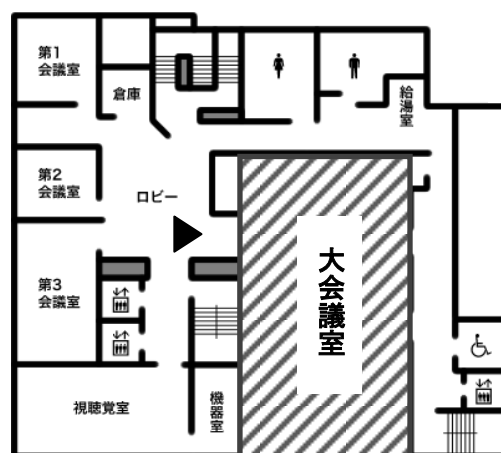
【内 容】定期報告制度について

アスベスト除去等助成事業について

分譲マンション耐震診断助成事業等について

【申 込】不要 (当日参加者が多い場合は、立ち見等になる可能性があります。御了承ください。)

【地 図】



【主 催】京都市

【お問合せ】京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課 (電話：075-222-3613)